

一般社団法人北海道警友会定款

平成25年4月1日 移行登記

目次

- 第1章 総則(第1条－第4条)
- 第2章 会員(第5条－第11条)
- 第3章 総会(第12条－第20条)
- 第4章 役員等(第21条－第29条)
- 第5章 理事会(第30条－第38条)
- 第6章 委員会(第39条)
- 第7章 支部及び連合支部(第40条)
- 第8章 資産及び会計(第41条－第43条)
- 第9章 定款の変更、解散等(第44条－第46条)
- 第10章 事務局(第47条)
- 第11章 公告(第48条)
- 第12章 補則(第49条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、会員の社会的地位の向上及び福利厚生を図るとともに、道警察への支援及び協力並びに安全で安心な地域づくりへの支援及び協力を推進し、もって道民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、一般社団法人北海道警友会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生
- (2) 警察行政への支援及び協力
- (3) 警察活動への支援及び協力
- (4) 安全・安心地域づくりへの支援及び協力
- (5) 犯罪被害者支援等の公益的諸団体への支援及び協力
- (6) 道民の利便を図るための北海道収入証紙の売りさばき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(法人の構成員等)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 北海道に在住する退職警察職員であって、本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 正会員以外であって、本会の目的に賛同して入会したもの

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員は、毎年、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該正会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、若しくは信用を失わせるような行為をし、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は本会が解散したとき。

(抛出金品の不返還等)

第11条 会員が退会し、又は除名され、若しくは資格を喪失した場合においても、既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、会長は、正会員に対し、総会の日の1週間前までに、その日時、場所、目的及び内容を書面で通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項の定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち議長が指名した2名は、前項の議事録に署名又は記名押印

しなければならない。

第4章 役員等

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 26名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び理事会において選定した副会長1名(以下「代表副会長」という。)をもって法人法上の代表理事とし、代表副会長以外の副会長(以下「業務執行副会長」という。)及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表副会長は、会長を補佐し、特定業務を分担執行するとともに、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
- 4 業務執行副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項の定数に満たなくなるときは、任期の満了により退任し、又は辞任した場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第27条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の運営に関し助言することができる。

(名誉会長等)

第28条 本会に、名誉会長及び相談役(以下「名誉会長等」という。)若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長等は、会長の相談に応じ、又は理事会の求めに応じて参考意見を述べるができる。
- 4 名誉会長等の任期は、第25条第1項の規定を準用する。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に、総会において別に定める費用の支給の基準に従って、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に、理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定又は解職

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催し、臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 副会長又は専務理事から会議の目的である事項を記載した書面により会長に対して請求があったとき。
 - (3) 監事から会長に対して請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案

につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、本会の役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、代表副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(設置等)

第39条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 支部及び連合支部

(設置等)

第40条 本会の支部を、原則として、道警察の一又は複数の警察署の管轄区域ごとに置く。

2 本会の連合支部を、道警察の方面の区域ごとに置く。

3 支部及び連合支部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出の上、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類につ

いては承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第46条 本会は、剰余金の分配を行わない。

2 本会が清算する場合において有する残余財産の処分については、総会の決議による。

第10章 事務局

(設置、任免等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第12章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事
会長 三上正義
副会長 里 幸夫
- (2) 業務執行理事
副会長 山岸光生、鈴木 巖、松野郷俊弘
専務理事 木村皖昭

- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

一般社団法人北海道警友会役員名簿

R8.6.9

番号	職 名		支 部 名	氏 名	就 任	勤 務	備 考
1	代表理事	会 長	札 幌 南	小 林 隆 一	令和3年6月9日	非常勤	
2		副 会 長	手 稲	松 原 宏 伸	令和7年6月12日	〃	
3	副 会 長	副 会 長	豊 平	山 岸 政 則	令和5年6月14日	〃	
4		副 会 長	札 幌 南	長 澤 毅	〃	〃	
5		副 会 長	旭 川 東	千 葉 博	〃	〃	
6		副 会 長	厚 別	望 木 博 明	令和7年6月12日	〃	
7		専務理事	札 幌 南	安 部 雅 弘	〃	常 勤	
8	理 事		札幌中央	佐々光則吏	令和7年6月12日	非常勤	札幌中央支部長
9			札幌東	岩 城 久 弥	〃	〃	札幌東支部長
10			札幌東	湯 野 純 子	〃	〃	札幌東支部常任幹事
11			札幌西	池 田 康 則	〃	〃	札幌西支部長
12			札幌南	太 田 優	〃	〃	札幌南支部長
13			札幌北	西 川 寿 典	〃	〃	札幌北支部長
14			白石	淺 野 眞 邦	〃	〃	白石支部長
15			豊 平	小 西 伸 一	〃	〃	豊 平 支 部 長
16			厚 別	角 田 康 夫	〃	〃	厚 別 支 部 長
17			手 稲	遠 田 隆 幸	〃	〃	手 稲 支 部 長
18			江 別	磯 部 哲 志	令和5年6月14日	〃	江 別 支 部 長
19			千 歳	中 榮 高 広	令和元年6月13日	〃	千 歳 支 部 長
20			中空知	武 田 勝	令和7年6月12日	〃	中空知支部長
21			小 樽	白 井 登	令和元年6月13日	〃	小 樽 支 部 長
22			伊 達	米 田 稔	令和7年6月12日	〃	伊 達 支 部 長
23			日 高	藤 柳 芳 人	〃	〃	日 高 支 部 長
24			函館中央	高 橋 秀 哉	令和6年6月10日	〃	函館中央支部長
25			函 館 西	影 井 健 一	令和3年6月9日	〃	函 館 西 支 部 長
26			旭川中央	押 野 幸 樹	令和7年6月12日	〃	旭川中央支部長
27			旭 川 東	山 下 博 之	〃	〃	旭 川 東 支 部 長
28			釧 路	樋 口 泰 弘	〃	〃	釧 路 支 部 長
29			十 勝	鈴 木 龍 樹	令和元年6月13日	〃	十 勝 支 部 長
30			北 見	森 本 慎 二	令和5年6月14日	〃	北 見 支 部 長
1	監 事		札幌中央	吉 原 進	令和5年6月14日	非常勤	札幌中央支部
2			札幌中央	伊 林 篤	令和7年6月12日	〃	札幌中央支部
3			豊 平	堀 内 巖	〃	〃	豊 平 支 部

一般社団法人北海道警友会

○ 社員多数につき省略

社員総数 4, 581名 (令和8年4月30日)

令和7年度 事業報告

〈基本方針〉

本会は、一般社団法人として高い公益性を堅持しつつ、非営利性を徹底した事業運営を基本として、会員の社会的地位の向上及び複利厚生の実現を図るとともに、警察活動並びに安全・安心な地域づくりへの支援及び協力に関する諸活動を積極的に推進する。また、本会の財政基盤である北海道収入証紙販売手数料収入の大幅な減収に伴う適切な事業運営の見直し、聖域なき改革を断行し、本会運営基盤の強化及び財政の健全化を確立しつつ、道民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指した持続可能な公益事業として積極的に推進することとする。

〈事業項目〉

第1 福利厚生事業

1 会員の相互扶助	(1) 高齢会員の定期的な訪問及び要望に即した扶助 (2) 高齢病弱会員等の変更届等による実態把握と支援 (3) 高齢病弱会員及び家族の意向を尊重した各種支援	○ 年齢がおおむね80歳以上の会員を対象として、年1回以上を目途に会員宅を訪問又は電話により声かけを実施 ○ 高齢病弱者等の会員を対象として、年1回以上を目途に会員宅を訪問し、激励等を行うとともに、随時、電話等により情報提供、生活状態の確認等の声かけを実施（高齢者・高齢病弱者等の会員を対象とした活動を395回398人が実施）
2 会員の社会生活支援	(1) 危機管理対応研修会の開催 (2) 生き甲斐研修会の開催 (3) 家庭用常備薬の斡旋による健康サポートの実施 (4) 会員のライフスタイルへの支援 (5) 会員のニーズに沿った指定事業所の積極的な新規開拓によるすそ野拡大と事業所の周知・利用の促進	○ 危機管理対応研修会に18人が参加し、道警察担当者等から「企業に必要なサイバーセキュリティ」、「暴力団の現状と対応要領」、「交通事故に絡む問題と対応要領」、「右翼の現状と対応要領」、「OBとしての心構え」と題する講話を聴講 ○ 生き甲斐研修会に会員と会員家族35人が参加し、道警察担当者から「警察職員の公的年金」と題する講話を聴講 ○ 家庭用常備薬を斡旋（5月、11月）し、会員707人が利用、購入金額は4,739,348円 ○ 指定事業所に（株）サカイ引越センターを新規指定するとともに、指定事業所17種別32事業所を「警友会カレンダー」、「けいゆう北海道」等で会員に紹介
3 会員相互の連絡協調	(1) 会報「けいゆう北海道」の更なる内容の充実化と各種情報の提供 (2) メール会員制度の周知徹底とQRコード活用による登録促進及びタイムリーで多様な情報発信 (3) 会員証の発行及び会員章の普及 (4) 女性・長寿会員生き甲斐懇談会の開催 (5) 高齢者作品展、高齢者スポーツ大会等の紹介 (6) 支部だより等の発行による情報の伝達 (7) 各種行事の周知・呼びかけによる参加の促進	○ 会員相互の連絡協調と士気高揚を図るため、年4回会報「けいゆう北海道」を発行し、各種情報を提供 ○ 道警察職員に「けいゆう北海道」への投稿を依頼し、「洞爺湖サミット警備を振り返って」を掲載 ○ 新たに76人がメール会員となり、メール会員は合計273人、メール会員には訃報や行事などの情報を適時発信 ○ 本部庁舎入庁等の利便性確保のため会員証25枚を発行、また会員章7個を販売 ○ 女性部会2支部が合同で施設見学（赤レンガ庁舎）を実施、施設見学前には各支部単位で昼食をとりながら今後の女性部会研修等について意見交換を実施 ○ 女性部会2支部が、「女性会員の入会促進」、「部会活動の活性化」などをテーマに懇談会を開催 ○ 支部だより等の発行によって、支部における公益活動・福利厚生活動等を紹介 ○ 会報への折り込み等により、各種行事の周知、呼びかけによる参加を促進

4 会員相互の親睦	(1) 新年交礼会、交歓会等意見交換の適切な実施 (2) 支部の枠組みを超えた多様な部会活動の推進 (3) 若手会員の部会活動への参加意欲を掻き立てる積極的な働きかけによる加入の促進 (4) 各種支部対抗（親睦）競技会の実施及び広域参加の促進 (5) 研修（親睦）旅行、レクリエーション等の実施 (6) 各種講座、教室等の開催	○ 本会及び支部単位で新年交礼会等を開催し、会員相互と警察幹部との意見交換を実施 ○ 各支部合同による囲碁、ゴルフ、登山、釣りの各部会活動を実施 ○ 各部会から新規入会者に入会勧誘のパンフレットを郵送するなどして入会への働きかけを実施 ○ 親睦ゴルフコンペ、親睦パークゴルフ大会、チャリティゴルフ大会、麻雀大会等屋内外の競技大会を実施 ○ 支部単位で、美術鑑賞・歴史探訪・動物園見学を組み合わせた研修旅行、パークゴルフ後にジンギスカンで懇親会、パークゴルフ後に温泉施設で懇親会を行うレクリエーションを実施 （11支部204人が研修旅行又はレクリエーションに参加） ○ 支部単位で、そば打ちを趣味とする会員が参加し、新そばを食して親交を深める例会を実施
5 会員等の慶祝及び弔意	(1) 叙勲受章会員及び長寿会員（賛助会員を含む）に対する慶祝 (2) 功労会員の表彰 (3) 永年役員の表彰 (4) 公的機関顕彰会員に対する賞揚 (5) 会員及び配偶者死亡時の弔意 (6) 退会会員死亡時の弔意 (7) 警察本部長弔意の伝達 (8) 死亡会員配偶者に対する賛助会員としての入会希望の確認	○ 叙勲受章者（春59人、秋55人）に会長から記念品を贈呈、各支部だより等で叙勲受章者を紹介 ○ 長寿会員（米寿56人、白寿6人）に記念品を贈呈 ○ 福利厚生・公益活動等で貢献のあった支部役員3人を功労会員として表彰 ○ 永年役員として貢献した支部役員25人を表彰 ○ 各種ボランティア活動で公的機関・団体から表彰された5支部会員6人を会長が表彰 ○ 会員121人及び配偶者35人のご逝去に際し、会長から供花、香典を送り弔意を表明 ○ 死亡会員の配偶者1人が賛助会員として入会

第2 警察行政支援協力事業

1 優秀な人材の確保及び育成	(1) 初任科生教養講座への講師派遣 (2) 初任科卒業生に対する激励及び支援 (3) 警察OB採用キャリアサポーターの適格な人選による優秀な人材確保に向けた積極的な勧誘 (4) 会報等の活用による人材確保活動の推進 (5) 大学法学部特別講座等への講師派遣	○ 初任科生を対象とする「警察史」講座に講師6人を派遣（6回6時限） ○ 会長が初任科生の卒業式に出席し、卒業生（4期342人）に記念品を贈呈 ○ 警察OBキャリアサポーター29人をはじめとする会員が優秀な人材確保に協力 ○ 「けいゆう北海道」に道警察の「生活拠点人事制度の新規導入」に関する記事を掲載し、警察活動への支援及び協力等の場において、警察官採用試験の受験勧奨を会員に依頼 ○ 警友会カレンダーに「北海道警察官募集」に関する「生活拠点人事制度の新規導入」、「年次有給休暇取得日数」、「初任給」、「仕事と子育ての両立」等の記事を掲載し、人材確保の必要性について会員に周知 ○ 札幌大学に講師3人を派遣し、警察官採用試験受験希望者を対象とした警察実務ゼミ（合計15時限）を実施
2 警察署等の後方支援	(1) 警察署のニーズに即した弾力的・多角的支援活動 (2) 警察行政モニター制度の周知・活性化による積極的な情報、意見、要望等の提供 (3) 警察署幹部との意見交換会の開催	○ 警察署の要請に基づき「特殊詐欺被害防止」、「交通事故防止」等に関する啓発活動を実施 ○ スクールガード・リーダー、青色回転灯装備車両による地域の実情に即した警戒活動を実施 ○ 支部役員が警察署幹部との意見交換を実施

3 警察功労者等の表彰	(1) 永年勤続警察職員(30年)への支援 (2) 優秀及び優良警察職員に対する激励 (3) 人命救助等の警察活動協力援助者に対する顕彰及び制度の周知徹底	○ 会長が永年勤続表彰式(30年)において受賞者117人に記念品を贈呈 ○ 会長及び方面連合支部長等の役員が優秀・優良警察職員表彰式に出席 ○ 犯人逮捕協力等で署長感謝状を受けた協力援助者に支部長名の顕彰を贈呈(5支部7人)
4 殉職警察職員の慰霊及び顕彰	(1) 殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式への支援 (2) 殉職警察職員に対する弔慰金の交付 (3) 殉職警察職員遺族への支援	○ 警察本部主催の殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式の開催に際し、供花及び引出物を贈呈 ○ 「坂口尚政巡査殉職慰霊式」に厚岸警察署長以下3人とともに釧路支部長以下3人が参列
5 警察職員の士気高揚及び道民の理解と協力の確保	(1) 道警察視閲式への支援 (2) 道警察柔道・剣道・逮捕術大会及び拳銃射撃競技大会への支援 (3) 嘱託警察犬訓練競技会、広報用写真・イラストコンクール等への支援 (4) 道警察山岳救助隊員に対する激励及び支援 (5) 交番及び駐在所勤務員に対する激励 (6) 警備・捜査本部等の勤務員等に対する激励及び支援 (7) 地域安全活動・交通安全活動・歳末期警戒等における激励及び支援 (8) 警察署術科訓練等における激励及び支援	○ 視閲式は未実施 ○ 各術科大会に本会役員、支部役員が出席し、選手を激励 ○ 各方面警察拳銃射撃競技大会に方面連合支部長が出席 ○ 広報用写真・イラストコンクールの審査に参加し、成績優秀者6人に記念品を贈呈 ○ 道警察山岳遭難救助隊員への物的支援を実施 ○ 支部役員が歳末時に警察署等を訪問し、勤務員を激励 ○ 事件捜査やヒグマ対策活動等に対する物的支援を実施(14支部16回) ○ 地域安全活動等の全道統一行動日、署独自の行動日に合わせ、街頭活動に参加 ○ 警察署の夏季、冬季術科訓練の実施に伴い、支部役員が参列し、物的支援を実施

第3 警察活動支援協力事業

1 犯罪の防止及び青少年の非行防止活動の支援協力	(1) 地域住民が不安を感じる犯罪、歳末犯罪防止等の啓発及び警戒活動の実施 (2) 少年の非行防止、犯罪等から少年を保護するための啓発及び実践活動の実施 (3) 地域安全運動等に伴う啓発及び警戒活動 (4) 会員家族を含めた振り込め詐欺等特殊詐欺被害抑止の啓発・警戒活動の強化 (5) インターネット犯罪に係る端緒情報の提供 (6) サイバーセキュリティ対策啓発活動への支援	○ 関係機関、団体、町内会との協働による歳末犯罪抑止警戒、啓発活動を実施 ○ 道青少年育成協会主催の青少年育成大会に参加 ○ 札幌市教育委員会にスクールガード・リーダー50人を推薦 ○ 地域安全運動等における警戒・啓蒙活動及び安全・安心道民集會に参加 ○ 地域住民の不安解消のため、街頭啓発活動及びATM周辺における警戒活動を実施 ○ 地域住民が不安を感じる犯罪の発生や被害防止のための啓発・警戒活動として支部員、町内会等との合同パトロールを実施 (防犯活動延べ1,577回、2,162人)
2 暴力団排除活動の支援活動	(1) 暴力団犯罪根絶に向けた啓発及び警戒活動の実施 (2) 「暴力追放道民集會」等への参加 (3) 薬物・銃器犯罪根絶に向けた啓発活動の実施	○ 地域暴力追放関係団体との協働による警戒・啓発活動を実施 ○ 暴力追放総決起集會等に参加 (暴力追放活動延べ16回107人)

3 交通事故防止活動の支援協力	(1) 交通事故防止に向けた啓発及び街頭活動の実施 (2) 「交通死亡事故抑止道民集会・パレード」等への参加 (3) 自転車利用者のヘルメット着用促進啓発活動及び高齢者・自転車利用者の事故防止に向けた関係機関、団体との協働活動の実施 (4) 交通事故防止に資する情報提供	○ 各期交通安全運動に伴う啓発活動に参加 ○ 飲酒運転根絶の日総決起大会に参加 ○ 道民集会、「旗の波」街頭啓発に参加 ○ 各種交通安全運動に取り組み、特に高齢者、自転車利用者に対する交通事故防止啓発活動を推進 (交通安全活動延べ 378 回 1,523 人)
-----------------	--	---

第4 安全・安心地域づくり支援協力事業

1 「安全・安心どさんこ運動」の普及及び実践	(1) 「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」への協賛 (2) 「安全・安心どさんこ運動～実践の家・実践車」の指定による地域活動への参画 (3) 「子どもの安全を見守る運動～実践車」の指定・運行による実践的な地域活動の推進 (4) スクールガード・リーダー等による児童・生徒の実践的保護活動の推進	○ 安全安心地域づくり推進会議に出席し、重点的な取組事項を本会業務に反映 ○ どさんこ運動実践の家及びステッカー貼付実践車を拡充 ○ 子供の安全見守り隊・ステッカー貼付車等の登下校時間帯の集中的な安全確保活動を実施 ○ スクールガード・リーダー（札幌市内 50 人）及びスクールガードにより指定地区小学校等の通学路において見守り活動を実施
2 犯罪や事故のない地域づくりの普及及び実践	(1) 地域安全推進協議会等への参画 (2) 社会を明るくする運動への参加 (3) 地域ボランティア団体等の諸活動への参加 (4) 青色回転灯パトロール車の拡充・整備による実践的警戒活動の継続実施 (5) ほくとくん防犯メール登録促進及び防犯アプリ「ほくとポリス」の活用による情報の共有 (6) 道地域防災マスター認定者による地域活動への参画	○ 各地域推進協議会主宰の各種会議、取組に参画し、支部活動に反映 ○ 関係諸団体と連携し、社会を明るくする運動に参加 ○ 町内会における交通・防犯指導及び子供の安全見守り活動に参加 ○ 青色回転灯パトロール車による計画的な地域警戒活動を実施（13 支部 23 台延べ 845 回 1,004 人） ○ ほくとくん防犯メールを青色回転灯パトロールの運行に活用し、実効性のある活動を推進 ○ 「けいゆう北海道」に北海道警察公式防犯アプリ「ほくとポリス」のチラシを折り込み、ちかん撃退・防犯ブザー、現在地送信、防犯マップ等の機能を紹介

第5 公益的諸団体支援協力事業

1 犯罪被害者支援団体への協賛	(1) 道犯罪被害者連絡協議会への参画 (2) 道家庭生活総合カウンセリングセンター（被害者相談室）等への賛助会員への参画及び活動支援 (3) 犯罪被害者等支援道民の集い・啓発活動等への参加 (4) 犯罪被害者支援募金の実施	○ 道及び各地区犯罪被害者連絡協議会主催の会議に出席 ○ 道家庭生活総合カウンセリングセンターの賛助会員として活動支援 ○ 道家庭生活総合カウンセリングセンター主催の「公開講演会」に 17 人が参加 ○ 犯罪被害者週間キャンペーンにおける啓発活動に参加
-----------------	---	---

2 防犯諸団体への協賛	(1) 道防犯協会連合会への参画及び支援協力費の助成 (2) 地区防犯協会への参画及び支援協力費の助成	○ 道防犯団体連合会主宰の会議等に参加し、支援協力費を助成 ○ 各地区防犯協会主催の各種会議に参加し、支援協力費を助成
3 暴力追放諸団体への協賛	(1) 道暴力追放センターへの参画及び支援協力費の助成 (2) 地区暴力追放運動推進協議会等への参画及び支援協力費の助成	○ 暴力追放等の各種啓蒙活動に参加し、支援協力費を助成 ○ 地域暴力追放運動協議会への加入を促進し、支援協力費を助成
4 交通安全諸団体への協賛	(1) 道交通安全推進委員会への参画及び支援協力費の助成 (2) 道交通安全協会及び方面（地区）交通安全協会への参画並びに支援協力費の助成 (3) 道交通遺児の会への参画及び支援協力費の助成並びに支援募金の実施 (4) 道路交通関係諸団体への啓発活動費の助成	○ 道交通安全推進委員会主催の会議に参加し、支援協力費を助成 ○ 各地区交通安全協会が主催する会議に参加し、支援協力費を助成 ○ 交通事故被害者支援のため交通遺児の会に会員としての負担金を供出、支援募金を贈呈 ○ 警友会事業に賛同する自動車学校等の交通安全諸団体に交通安全啓蒙活動費を助成 ○ 支部単位での募金活動を実施し、（公財）北海道交通遺児の会、（公財）北海道盲導犬協会への寄付を実施

第6 収入証紙売りさばき事業

1 適正な収入証紙の売りさばき	(1) 収入証紙販売手数料収入減収に関する情報収集及び減収要因の精査・分析 (2) 業務の円滑・適正化及び収入証紙保管管理の徹底 (3) 売りさばき委託業務の適正かつ円滑な実施 (4) 売りさばき業務に係る指導監督及び業務管理の徹底 (5) 支部長等によるランダムな督励による職員への効率的・効果的な指導教養及び業務管理の徹底 (6) 売りさばき所窓口の販売実態に即した体制構築及び警察署との連携による円滑な事業運営の推進	○ 手数料収入の減収要因に関する情報、収入見通しを分析し、次年度予算編成に反映 ○ 本会役職員、支部長等による助言指導と証紙受払簿等の業務点検を実施 ○ 売りさばき所窓口の営業時間変更に伴い、来訪者への適切な対応について指導し、適切な売りさばき業務の推進について指導教養 ○ 各支部役員による売りさばき所督励による業務管理及び担当職員の指導教養の実施 ○ 窓口営業時間短縮に伴う影響やトラブル等はなく、粛々と業務を推進
2 収入証紙の利用促進及び販路拡大	(1) 会員及び家族による収入証紙の利用促進 (2) 地域及び職域における収入証紙の利用促進 (3) 収入証紙の出張・時間外販売等の利用者の立場に立った対応 (4) 関係機関・団体等を活用した積極的な広報 (5) 関係機関・団体との緊密な連携の確保	○ 会報を活用した会員への周知、各種団体、警察職員への協力依頼による利用促進 ○ 警察施設以外の各種講習会、中学校、夏祭り会場、自動車学校など大口需要事業所への出張販売を実施 ○ 出張販売や時間外営業など、柔軟な対応を行い、道民の利便性に配慮した業務を推進 ○ 交通安全協会等との業務委託契約を更新し、職員配置のない48売りさばき所の一部に代替要員として支部役員を派遣し、利用者の利便性を損なわない適正かつ円滑な証紙業務を推進

第7 本会目的遂行事業

1 組織体制の整備充実	(1) 警友会運営に係る事務の合理化と電子メール・SNS等の積極的利用による各種会議・行事予定等の情報発信及びオンラインの有効活用による新生活様式の確立 (2) 公益目的支出計画の適正かつ確実な実施 (3) 一般社団法人関連規則、規程等の適正な運用 (4) 支部体制の見直しと合理的な運用 (5) 全会員社員制の周知及び参加意識の向上	○ 体制脆弱な班運営の見直しと事務・会計処理の負担軽減による組織の適正かつ合理的な運営を推進 ○ 公益目的支出計画に沿った活動の実践について、本会役員から各種会議等で周知 ○ 本会運営に係る定款、規則、規程等を総会、理事会等を通じ会員に周知 ○ 支部役員等から警察署幹部に対する働きかけを強化し、退職警察職員への入会勧誘を促進 ○ 支部内の班体制を見直し、効果的活動を進めるため、32支部が支部役員会、常任幹事会等あらゆる機会を通じ、支部内の連携を強化 ○ 全会員社員制を総会、支部役員会、常任幹事会等あらゆる機会を利用して会員に周知
2 専門委員会等の効果的運用	(1) 福利厚生委員会、公益委員会、会報編集委員会等の効果的な運営 (2) 各委員会による本会運営への積極的な提言 (3) 支部総会等の円滑な開催 (4) 連合支部常任幹事会の原則書面開催と実開催要否に関する本会協議	○ 福利厚生委員会及び公益委員会は未実施 ○ 「けいゆう北海道」発行の前月に編集委員会を開催し、編集方針の決定、原稿審査等を実施 ○ 各方面連合支部常任幹事会は書面開催
3 社会的地位の向上	(1) 関係機関、団体等を活用した広報活動の実施 (2) 部外各種会合等を活用した本会活動情報の発信 (3) 各種啓発・警戒活動を通じた認知度の向上	○ 道、市区町村等主催の地域安全・安心運動等に主催者側の意向に沿った形で参加 ○ 振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止啓発活動、交通死亡事故抑止活動等を通じ、部外関係機関、団体、地域住民等に対し、本会の活動状況を発信
4 会計経理の適正化	(1) 本会と支部の会計経理の一体的な運用 (2) 本会予算の圧縮及び経費節減による財政の健全化 (3) 支部予算の実績を精査した適正な予算配分と計画的かつ適正な執行 (4) 会費の納入、予算の執行等の適正な経理処理 (5) 公益活動傷害保険の適正な運用	○ 支部内における各班口座と予算経理の一本化の促進 ○ 各支部会計担当者との緊密な連携により、適正な予算執行、会計処理を推進 ○ 計画的な支部事業計画とそれに基づく予算範囲内の会計処理を推進 ○ 支部会計の執行状況を確認（9月末、1月末に実施） ○ 本会及び支部で行う公益活動に適用する傷害保険を継続
5 適正な資金運用	(1) 資産構成の健全性確保 (2) 適正なリスク管理	○ 資金運用のリスク回避で銀行、信金等に分散し、定期預金により運用 ○ 運用状況に関しては、適宜、業務執行会議に報告、協議する中で適正に運用

第2号議案 令和7年度決算(案)

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	51,294,757	46,728,663	4,566,094
未収会費	27,000	144,000	△117,000
未収金	13,435,537	13,638,847	△203,310
前払金	7,150	7,330	△180
貯蔵品	571,721	626,643	△54,922
立替金	233,984	0	233,984
流動資産合計	65,570,149	61,145,483	4,424,666
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	35,837,600	33,991,800	1,845,800
事業運営資金	190,166,919	190,057,730	109,189
特定資産合計	226,004,519	224,049,530	1,954,989
その他固定資産			
什器備品	1	1	0
その他固定資産合計	1	1	0
固定資産合計	226,004,520	224,049,531	1,954,989
資産合計	291,574,669	285,195,014	6,379,655
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,406,514	10,321,081	85,433
預り金	857,952	954,582	△96,630
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	11,334,466	11,345,663	△11,197
2. 固定負債			
退職給付引当金	35,837,600	33,991,800	1,845,800
固定負債合計	35,837,600	33,991,800	1,845,800
負債合計	47,172,066	45,337,463	1,834,603
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	244,402,603	239,857,551	4,545,052
(うち特定資産への充当額)	(190,166,919)	(190,057,730)	(109,189)
正味財産合計	244,402,603	239,857,551	4,545,052
負債及び正味財産合計	291,574,669	285,195,014	6,379,655

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	128,924	3,546	125,378
特定資産受取利息	128,924	3,546	125,378
受取会費	14,103,000	14,540,000	△437,000
受取入会金	226,000	284,000	△58,000
事業収益	147,786,649	141,940,767	5,845,882
福利厚生事業収益	3,223,360	1,357,355	1,866,005
証紙事業収益	144,563,289	140,583,412	3,979,877
受取助成金	70,000	70,000	0
受取寄付金	500,000	0	500,000
雑 収 益	1,045,270	624,893	420,377
受取利息	568,163	138,670	429,493
雑 収 益	477,107	486,223	△9,116
受 贈 益	0	0	0
経常収益計	163,859,843	157,463,206	6,396,637
(2) 経常費用			
事 業 費	145,440,252	142,428,659	3,011,593
給料手当	33,367,450	35,835,400	△2,467,950
賃 金	54,893,705	53,003,932	1,889,773
通勤手当	4,141,854	4,227,077	△85,223
退職給付費用	1,845,800	1,803,200	42,600
法定福利費	7,898,684	7,954,513	△55,829
福利厚生費	2,319,004	2,611,933	△292,929
会 議 費	89,800	73,370	16,430
旅費交通費	4,742,159	4,913,389	△171,230
通信運搬費	3,603,176	3,114,147	489,029
消耗什器備品費	52,650	27,599	25,051
消耗品費	2,285,660	2,156,960	128,700
印刷製本費	4,480,830	942,410	3,538,420
賃 借 料	2,775,704	2,863,930	△88,226
保 険 料	122,760	111,892	10,868
諸 謝 金	65,125	87,050	△21,925
委 託 費	9,122,206	9,130,017	△7,811
支払負担金	362,000	365,000	△3,000
支払助成金	2,249,185	2,309,766	△60,581
支払手数料	1,026,400	1,085,346	△58,946
租税公課	9,996,100	9,775,300	220,800
減価償却費	0	36,428	△36,428
雑 損 失	0	0	0

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	13,697,799	13,972,694	△274,895
役員報酬	4,040,000	4,560,000	△520,000
通勤手当	256,560	131,760	124,800
法定福利費	482,147	232,978	249,169
会 議 費	536,958	520,090	16,868
旅費交通費	1,737,680	1,600,140	137,540
通信運搬費	1,211,432	1,036,725	174,707
消耗什器備品費	9,878	0	9,878
消耗品費	1,075,268	1,041,191	34,077
印刷製本費	220,813	103,527	117,286
賃 借 料	2,235,045	3,245,619	△1,010,574
諸 謝 金	880,000	880,000	0
委 託 費	758,044	350,232	407,812
図書研修費	0	0	0
支払負担金	222,000	220,000	2,000
支払手数料	20,813	28,392	△7,579
租税公課	10,600	21,200	△10,600
交 際 費	0	0	0
雑 費	561	840	△279
雑 損 失	0	0	0
經常費用計	159,138,051	156,401,353	2,736,698
評価損益等調整前当期經常増減額	4,721,792	1,061,853	3,659,939
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	4,721,792	1,061,853	3,659,939
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益	0	0	0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用	0	0	0
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	4,721,792	1,061,853	3,659,939
他会計振替額	0	0	0
法人税等	176,740	91,767	84,973
当期一般正味財産増減額	4,545,052	970,086	3,574,966
一般正味財産期首残高	239,857,551	238,887,465	970,086
一般正味財産期末残高	244,402,603	239,857,551	4,545,052
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	244,402,603	239,857,551	4,545,052

令和8年度 事業計画

〈基本方針〉

本会は、一般社団法人として高い公益性を堅持しつつ、非営利性を徹底した事業運営を基本として、会員の社会的地位の向上及び福利厚生の実現を図るとともに、警察活動並びに安全・安心な地域づくりへの支援及び協力に関する諸活動を積極的に推進する。また、本会の財政基盤である北海道収入証紙販売手数料収入の大幅な減収に伴う適切な事業運営の見直し、聖域なき改革を断行し、本会運営基盤の強化及び財政の健全化を確立しつつ、道民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指した持続可能な公益事業として積極的に推進することとする。

さらに、本会の人的基盤を確かなものとし、将来にわたって当会の活動を持続可能とするために、新規会員の入会促進を図ることとする。

〈事業項目〉

第1 福利厚生事業

1 会員の相互扶助	(1) 高齢会員の定期的な訪問及び要望に即した扶助 (2) 高齢病弱会員等の変更届等による実態把握と支援 (3) 高齢病弱会員及び家族の意向を尊重した各種支援
2 会員の社会生活支援	(1) 危機管理対応研修会の開催 (2) 生き甲斐研修会の開催 (3) 家庭用常備薬の斡旋による健康サポートの実施 (4) 会員のライフスタイルへの支援 (5) 会員のニーズに沿った指定事業所の積極的な新規開拓によるすそ野拡大と事業所の周知・利用の促進
3 会員相互の連絡協調	(1) 会報「けいゆう北海道」の更なる内容の充実化と各種情報提供 (2) メール会員制度の周知徹底とQRコード活用による登録促進及びタイムリーで多様な情報発信 (3) 会員証の発行及び会員章の普及 (4) 女性・長寿会員生き甲斐懇談会の開催 (5) 高齢者作品展、高齢者スポーツ大会等の紹介 (6) 支部だより等の発行による情報の伝達 (7) 各種行事の周知・呼びかけによる参加の促進
4 会員相互の親睦	(1) 新年交礼会、交歓会等意見交換の適切な実施 (2) 支部の枠組みを超えた多様な部会活動の推進 (3) 若手会員の部会活動への参加意欲を掻き立てる積極的な働きかけによる加入の促進 (4) 各種支部対抗（親睦）競技会の実施及び広域参加の促進 (5) 研修（親睦）旅行、レクリエーション等の実施 (6) 各種講座、教室等の開催
5 会員等の慶祝及び弔意	(1) 叙勲受章会員及び長寿会員（賛助会員を含む）に対する慶祝 (2) 功労会員の表彰 (3) 永年役員の表彰 (4) 公的機関顕彰会員に対する賞揚 (5) 会員及び配偶者死亡時の弔意 (6) 退会会員死亡時の弔意 (7) 警察本部長弔意の伝達 (8) 死亡会員配偶者に対する賛助会員としての入会希望確認

第2 警察行政支援協力事業

1 優秀な人材の確保及び育成	(1) 初任科生教養講座への講師派遣 (2) 初任科卒業生に対する激励及び支援 (3) 警察OB採用キャリアサポーターの適格な人選による優秀な人材確保に向けた積極的な勧誘 (4) 会報等の活用による人材確保活動の促進 (5) 大学特別講座等への講師派遣
2 警察署等の後方支援	(1) 警察署のニーズに即した弾力的・多角的支援活動 (2) 警察行政モニター制度の周知・活性化による積極的な情報、意見、要望等の提供 (3) 警察署幹部との意見交換会の開催
3 警察功労者等の表彰	(1) 永年勤続警察職員表彰（30年）への支援 (2) 優秀及び優良警察職員に対する激励 (3) 人命救助等の警察活動協力援助者に対する顕彰及び制度の周知徹底
4 殉職警察職員の慰霊及び顕彰	(1) 殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式への支援 (2) 殉職警察職員に対する弔慰金の交付 (3) 殉職警察職員遺族への支援
5 警察職員の士気高揚及び道民の理解と協力の確保	(1) 道警察視閲式への支援 (2) 道警察柔道・剣道・逮捕術大会及び拳銃射撃競技大会への支援 (3) 嘱託警察犬訓練競技会、広報用写真・イラストコンクール等への支援 (4) 道警察山岳救助隊員に対する激励及び支援 (5) 交番及び駐在所勤務員に対する激励 (6) 警備・捜査本部等の勤務員等に対する激励及び支援 (7) 地域安全活動・交通安全活動・歳末期警戒等における激励及び支援 (8) 警察署術科訓練等における激励及び支援

第3 警察活動支援協力事業

1 犯罪の防止及び青少年の非行防止活動の支援協力	(1) 地域住民が不安を感じる犯罪、歳末犯罪防止等の啓発及び警戒活動の実施 (2) 少年の非行防止、犯罪等から少年を保護するための啓発及び実践活動の実施 (3) 地域安全運動等に伴う啓発及び警戒活動の実施 (4) 会員家族を含めた振り込め詐欺等特殊詐欺被害抑止の啓発・警戒活動の強化 (5) インターネット犯罪に係る端緒情報の提供 (6) サイバーセキュリティ対策啓発活動への支援
2 暴力団排除活動の支援協力	(1) 暴力団犯罪根絶に向けた啓発及び警戒活動の実施 (2) 「暴力追放道民集会」等への参加 (3) 薬物・銃器犯罪根絶に向けた啓発活動の実施
3 交通事故防止活動の支援協力	(1) 交通事故防止に向けた啓発及び街頭活動の実施 (2) 「交通死亡事故抑止道民集会・パレード」等への参加 (3) 自転車利用者のヘルメット着用促進啓発活動及び高齢者・自転車利用者の事故防止に向けた関係機関、団体との協働活動

	の実施 (4) 交通事故防止に資する情報提供
--	--------------------------------------

第4 安全・安心地域づくり支援協力事業

1 「安全・安心どさんこ運動」の普及及び実践	(1) 「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」への協賛 (2) 「安全・安心どさんこ運動～実践の家・実践車」の指定による地域活動への参画 (3) 「子どもの安全を見守る運動～実践車」の指定・運行による実践的な地域活動の推進 (4) スクールガード・リーダー等による児童・生徒の実践的保護活動の推進
2 犯罪や事故のない地域づくりの普及及び実践	(1) 地域安全推進協議会等への参画 (2) 社会を明るくする運動への参加 (3) 地域ボランティア団体等の諸活動への参加 (4) 青色回転灯パトロール車の拡充・整備による実践的警戒活動の継続実施 (5) ほくとくん防犯メール登録促進及び防犯アプリ「ほくとポリス」の活用による情報の共有 (6) 道地域防災マスター認定者による地域活動への参画

第5 公益的諸団体支援協力事業

1 犯罪被害者支援団体への協賛	(1) 道犯罪被害者連絡協議会への参画 (2) 道家庭生活総合カウンセリングセンター（被害者相談室）等への賛助会員への参画及び活動支援 (3) 犯罪被害者等支援道民の集い・啓発活動等への参加 (4) 犯罪被害者支援募金の実施
2 防犯諸団体への協賛	(1) 道防犯協会連合会への参画及び支援協力費の助成 (2) 地区防犯協会への参画及び支援協力費の助成
3 暴力追放諸団体への協賛	(1) 道暴力追放センターへの参画及び支援協力費の助成 (2) 地域暴力追放運動推進協議会等への参画及び支援協力費の助成
4 交通安全諸団体への協賛	(1) 道交通安全推進委員会への参画及び支援協力費の助成 (2) 道交通安全協会及び方面（地区）交通安全協会への参画並びに支援協力費の助成 (3) 道交通遺児の会への参画及び支援協力費の助成並びに支援募金の実施 (4) 道路交通関係諸団体への啓発活動費の助成
5 クマ被害対策パッケージに係る協力	(1) 野生鳥獣捕獲に向けた狩猟免許取得説明会等への参加案内 (2) 都道府県・市町村における鳥獣保護管理職員の募集状況に係る情報の周知 (3) 広域鳥獣対策専門官、クマ対策専門官及び外来生物地方調整専門官の募集に係る情報の周知

第6 収入証紙売りさばき事業

1 適正な収入証紙の売りさばき	(1) 収入証紙販売手数料収入減収に関する情報収集及び減収要因の精査・分析 (2) 業務の円滑・適正化及び収入証紙保管管理の徹底 (3) 売りさばき委託業務の適正かつ円滑な実施 (4) 売りさばき業務に係る指導監督及び業務管理の徹底 (5) 支部長等によるランダムな督励による職員への効率的・効果的な指導教養及び業務管理の徹底 (6) 売りさばき所窓口の販売実態に即した体制構築及び警察署との連携による円滑な事業運営の実施
2 収入証紙の利用促進及び販路拡大	(1) 会員及び家族による収入証紙の利用促進 (2) 地域及び職域における収入証紙の利用促進 (3) 収入証紙の出張・時間外販売等の利用者の立場に立った対応 (4) 関係機関・団体等を活用した積極的な広報 (5) 関係機関・団体との緊密な連携の確保

第7 本会目的遂行事業

1 組織体制の整備充実	(+) 警友会運営に係る事務の合理化と電子メール・SNS等の積極的利用による各種会議・行事予定等の情報発信 (2) 公益目的支出計画の適正かつ確実な実施 (3) 一般社団法人関連規則、規程等の適正な運用 (4) 支部体制の見直しと合理的な運用 (5) 全会員社員制の周知及び参加意識の向上
2 専門委員会等の効果的運用	(1) 福利厚生委員会、公益委員会、会報編集委員会等の効果的な運営 (2) 各委員会による本会運営への積極的な提言 (3) 支部総会等の円滑な開催 (4) 連合支部常任幹事会の原則書面開催と実開催要否に関する本会協議
3 社会的地位の向上	(1) 関係機関、団体等を活用した広報活動の実施 (2) 部外各種会合等を活用した本会活動情報の発信 (3) 各種啓発・警戒活動を通じた認知度の向上
4 会計経理の適正化	(1) 本会と支部の会計経理の一体的な運用 (2) 本会予算の圧縮及び経費節減による財政の健全化 (3) 支部予算の実績を精査した適正な予算配分と計画的かつ適正な執行 (4) 会費の納入、予算の執行等の適正な経理処理 (5) 公益活動傷害保険の適正な運用
5 適正な資金運用	(1) 資産構成の健全性確保 (2) 適正なリスク管理

令和 8 年度収支予算書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

科 目	前年度予算額	当年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	20,000	480,000	460,000	
特定資産受取利息	20,000	480,000	460,000	預金金利変動による増
受取会費	14,664,000	14,151,000	△513,000	12月末会員数+100名
受取入会金	200,000	200,000	0	
事業収益	149,095,000	146,368,000	△2,727,000	
福利厚生事業収益	3,095,000	1,368,000	△1,727,000	名簿広告料・販売収入の減
証紙事業収益	146,000,000	145,000,000	△1,000,000	
受取助成金	70,000	70,000	0	全警連より
受取寄付金	0	0	0	
雑 収 益	445,000	940,000	495,000	
受取利息	20,000	520,000	500,000	預金金利変動による増
雑 収 益	425,000	420,000	△5,000	会員証・会員章発行手数料等の見込額の減
経常収益計	164,494,000	162,209,000	△2,285,000	
(2) 経常費用				
事業費	146,071,700	146,948,000	876,300	
役員報酬	2,138,000	2,189,000	51,000	専務理事報酬
給料手当	28,727,000	25,658,000	△3,069,000	嘱託職員数の減、身分変更による減
賃 金	55,291,000	59,195,000	3,904,000	時給単価の改正による増
通勤手当	4,278,500	4,122,000	△156,500	実費による見込額の減
退職給付費用	1,705,000	1,729,000	24,000	支給率変更による増
法定福利費	7,376,000	7,353,000	△23,000	社会保険料の減
福利厚生費	2,640,000	2,475,000	△165,000	長寿祝数の減、職員表彰数の減
会 議 費	80,000	90,000	10,000	実績額による調整増
旅費交通費	5,946,200	6,038,000	91,800	支部配賦額の増
通信運搬費	3,617,000	3,525,000	△92,000	会員名簿発送費分の減
消耗什器備品費	50,000	50,000	0	
消耗品費	3,101,000	3,087,000	△14,000	実績額による調整減
印刷製本費	3,136,000	2,826,000	△310,000	会員名簿作成費分の減、カレンダー印刷費の増
賃 借 料	4,625,000	4,557,000	△68,000	リース料(丁合機)の減
保 険 料	120,000	120,000	0	
諸 謝 金	75,000	45,000	△30,000	会員名簿写真提供謝礼分等の減
委 託 費	9,319,000	9,757,000	438,000	コピー機保守料の増
支払負担金	410,000	410,000	0	
支払助成金	2,650,000	2,635,000	△15,000	販売協力費の減
支払手数料	1,287,000	1,087,000	△200,000	振込手数料の減
租税公課	9,500,000	10,000,000	500,000	消費税の増
減価償却費	0	0	0	
管理費	13,792,200	12,627,000	△ 1,165,200	
役員報酬	1,612,000	1,651,000	39,000	専務理事報酬
給料手当	4,609,000	3,635,000	△974,000	嘱託職員数の減、身分変更による減
通勤手当	240,500	271,000	30,500	実費による見込額の増
退職給付費用	141,000	145,000	4,000	支給率変更による増
法定福利費	917,000	877,000	△40,000	社会保険料の増
会 議 費	620,000	610,000	△10,000	実績額による調整減
旅費交通費	2,009,700	1,763,000	△246,700	臨時理事会分の減
通信運搬費	1,000,000	1,007,000	7,000	実績額による調整増
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	640,000	573,000	△67,000	支部配賦額の減
印刷製本費	180,000	180,000	0	
賃 借 料	575,000	553,000	△22,000	リース料(丁合機)の減
諸 謝 金	880,000	880,000	0	
委 託 費	88,000	200,000	112,000	コピー機保守料の増
図書研修費	5,000	5,000	0	
支払負担金	220,000	222,000	2,000	社会保険協会・労働基準協会年会費値上げによる増
支払手数料	35,000	35,000	0	
租税公課	10,000	10,000	0	
交 際 費	5,000	5,000	0	
雑 費	5,000	5,000	0	
経常費用計	159,863,900	159,575,000	△288,900	
当期経常増減額	4,630,100	2,634,000	△1,996,100	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
法 人 税 等	4,630,100	2,634,000	△ 1,996,100	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	238,887,465	239,857,551	970,086	
一般正味財産期末残高	238,887,465	239,857,551	970,086	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	238,887,465	239,857,551	970,086	
(支部予算額)	11,216,900	11,166,000	△50,900	

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 3 1 日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,728,663	46,489,223	239,440
未収会費	144,000	0	144,000
未収金	13,638,847	12,580,476	1,058,371
前払金	7,330	7,330	0
貯蔵品	626,643	650,324	△23,681
流動資産合計	61,145,483	59,727,353	1,418,130
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	33,991,800	32,188,600	1,803,200
事業運営資金	190,057,730	190,054,723	3,007
特定資産合計	224,049,530	222,243,323	1,806,207
その他固定資産			
什器備品	1	36,429	△36,428
その他固定資産合計	1	36,429	△36,428
固定資産合計	224,049,531	222,279,752	1,769,779
資産合計	285,195,014	282,007,105	3,187,909
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,321,081	9,297,663	1,023,418
預り金	954,582	1,563,377	△608,795
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	11,345,663	10,931,040	414,623
2. 固定負債			
退職給付引当金	33,991,800	32,188,600	1,803,200
固定負債合計	33,991,800	32,188,600	1,803,200
負債合計	45,337,463	43,119,640	2,217,823
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	239,857,551	238,887,465	970,086
(うち特定資産への充当額)	(190,057,730)	(190,054,723)	(3,007)
正味財産合計	239,857,551	238,887,465	970,086
負債及び正味財産合計	285,195,014	282,007,105	3,187,909

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	3,546	3,500	46
特定資産受取利息	3,546	3,500	46
受取会費	14,540,000	10,056,000	4,484,000
受取入会金	284,000	0	284,000
事業収益	141,940,767	139,280,970	2,659,797
福利厚生事業収益	1,357,355	3,330,700	△1,973,345
証紙事業収益	140,583,412	135,950,270	4,633,142
受取助成金	70,000	70,000	0
受取寄付金	0	1,000,000	△1,000,000
雑 収 益	624,893	502,364	122,529
受取利息	138,670	3,437	135,233
雑 収 益	486,223	498,927	△12,704
受 贈 益	0	0	0
経常収益計	157,463,206	150,912,834	6,550,372
(2) 経常費用			
事 業 費	142,428,659	148,360,414	△5,931,755
給料手当	35,835,400	35,615,074	220,326
賃 金	53,003,932	54,621,230	△1,617,298
通勤手当	4,227,077	4,185,133	41,944
退職給付費用	1,803,200	1,306,400	496,800
法定福利費	7,954,513	8,743,704	△789,191
福利厚生費	2,611,933	3,503,641	△891,708
会 議 費	73,370	48,963	24,407
旅費交通費	4,913,389	5,416,371	△502,982
通信運搬費	3,114,147	4,198,898	△1,084,751
消耗什器備品費	27,599	9,570	18,029
消耗品費	2,156,960	2,305,253	△148,293
印刷製本費	942,410	3,210,804	△2,268,394
賃 借 料	2,863,930	2,818,668	45,262
保 険 料	111,892	114,840	△2,948
諸 謝 金	87,050	60,725	26,325
委 託 費	9,130,017	8,972,675	157,342
支払負担金	365,000	342,000	23,000
支払助成金	2,309,766	2,642,586	△332,820
支払手数料	1,085,346	1,153,450	△68,104
租税公課	9,775,300	9,043,100	732,200
減価償却費	36,428	36,429	△1
雑 損 失	0	10,900	△10,900

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	13,972,694	14,605,335	△632,641
役員報酬	4,560,000	4,760,000	△200,000
通勤手当	131,760	131,760	0
法定福利費	232,978	234,460	△1,482
会 議 費	520,090	614,770	△94,680
旅費交通費	1,600,140	2,509,648	△909,508
通信運搬費	1,036,725	997,740	38,985
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	1,041,191	1,057,323	△16,132
印刷製本費	103,527	107,958	△4,431
賃 借 料	3,245,619	2,463,372	782,247
諸 謝 金	880,000	990,000	△110,000
委 託 費	350,232	436,925	△86,693
図書研修費	0	39,000	△39,000
支払負担金	220,000	220,000	0
支払手数料	28,392	30,036	△1,644
租税公課	21,200	11,280	9,920
交 際 費	0	0	0
雑 費	840	1,063	△223
雑 損 失	0	0	0
経常費用計	156,401,353	162,965,749	△6,564,396
評価損益等調整前当期経常増減額	1,061,853	△ 12,052,915	13,114,768
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,061,853	△ 12,052,915	13,114,768
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,061,853	△ 12,052,915	13,114,768
他会計振替額	0	0	0
法人税等	91,767	71,048	20,719
当期一般正味財産増減額	970,086	△ 12,123,963	13,094,049
一般正味財産期首残高	238,887,465	251,011,428	△12,123,963
一般正味財産期末残高	239,857,551	238,887,465	970,086
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	239,857,551	238,887,465	970,086

令和7年度事業計画

<基本方針>

本会は、一般社団法人として高い公益性を堅持しつつ、非営利性を徹底した事業運営を基本として、会員の社会的地位の向上及び福利厚生の実現を図るとともに、警察活動並びに安全・安心な地域づくりへの支援及び協力に関する諸活動を積極的に推進する。また、本会の財政基盤である北海道収入証紙販売手数料収入の大幅な減収に伴う適切な事業運営の見直し、聖域なき改革を断行し、本会運営基盤の強化及び財政の健全化を確立しつつ、道民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指した持続可能な公益事業として積極的に推進することとする。

<事業項目>

第1 福利厚生事業

1 会員の相互扶助	(1) 高齢会員の定期的な訪問及び要望に即した扶助 (2) 高齢病弱会員等の変更届等による実態掌握と支援 (3) 高齢病弱会員及び家族の意向を尊重した各種支援
2 会員の社会生活支援	(1) 危機管理対応研修会の開催 (2) 生き甲斐研修会の開催 (3) 家庭用常備薬の斡旋による健康サポートの実施 (4) 会員のライフスタイルへの支援 (5) 会員のニーズに沿った指定事業所の積極的な新規開拓によるすそ野拡大と事業所の周知・利用の促進
3 会員相互の連絡協調	(1) 会報「けいゆう北海道」の更なる内容の充実化と各種情報提供 (2) メール会員制度の周知徹底とQRコード活用による登録促進及びタイムリーで多様な情報発信 (3) 会員証の発行及び会員章の普及 (4) 女性・長寿会員生き甲斐懇談会の開催 (5) 高齢者作品展、高齢者スポーツ大会等の紹介 (6) 支部だより等の発行による情報の伝達 (7) 各種行事の周知・呼びかけによる参加の促進
4 会員相互の親睦	(1) 新年交礼会、交歓会等意見交換の適切な実施 (2) 支部の枠組みを超えた多様な部会活動の推進 (3) 若手会員の部会活動への参加意欲を掻き立てる積極的な働きかけによる加入の促進 (4) 各種支部対抗(親睦)競技会の実施及び広域参加の促進 (5) 研修(親睦)旅行、レクリエーション等の実施 (6) 各種講座、教室等の開催
5 会員等の慶祝及び弔慰	(1) 叙勲受章会員及び長寿会員(賛助会員を含む)に対する慶祝 (2) 功労会員の表彰 (3) 永年役員の表彰 (4) 公的機関顕彰会員に対する賞揚 (5) 会員及び配偶者死亡時の弔慰 (6) 退会会員死亡時の弔慰 (7) 警察本部長弔慰の伝達 (8) 死亡会員配偶者に対する賛助会員としての入会希望確認

第2 警察行政支援協力事業

1 優秀な人材の確保及び育成	(1) 初任科生教養講座への講師派遣 (2) 初任科卒業生に対する激励及び支援 (3) 警察OB採用キャリアサポーターの適格な人選による優秀な人材確保に向けた積極的な勧誘 (4) 会報等の活用による人材確保活動の促進 (5) 大学法学部特別講座等への講師派遣
2 警察署等の後方支援	(1) 警察署のニーズに即した弾力的・多角的支援活動 (2) 警察行政モニター制度の周知・活性化による積極的な情報、意見、要望等の提供 (3) 警察署幹部との意見交換会の開催
3 警察功労者等の表彰	(1) 永年勤続警察職員表彰(30年)への支援 (2) 優秀及び優良警察職員に対する激励 (3) 人命救助等の警察活動協力援助者に対する顕彰及び制度の周知徹底
4 殉職警察職員の慰霊及び顕彰	(1) 殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式への支援 (2) 殉職警察職員に対する弔慰金の交付 (3) 殉職警察職員遺族への支援
5 警察職員の士気高揚及び道民の理解と協力の確保	(1) 道警察視閲式への支援 (2) 道警察柔道・剣道・逮捕術大会及び拳銃射撃競技大会への支援 (3) 嘱託警察犬訓練競技会、広報用写真・イラストコンクール等への支援 (4) 道警察山岳遭難救助隊員に対する激励及び支援 (5) 交番及び駐在所勤務員に対する激励 (6) 警備・捜査本部等の勤務員等に対する激励及び支援 (7) 地域安全活動、交通安全活動、歳末期警戒等における激励及び支援 (8) 警察署術科訓練等における激励及び支援

第3 警察活動支援協力事業

1 犯罪の防止及び青少年の非行防止活動の支援協力	(1) 地域住民が不安を感じる犯罪、歳末犯罪防止等の啓発及び警戒活動の実施 (2) 少年の非行防止、犯罪等から少年を保護するための啓発及び実践活動の実施 (3) 地域安全運動等に伴う啓発及び警戒活動の実施 (4) 会員家族を含めた振り込め詐欺等特殊詐欺被害抑止の啓発・警戒活動の強化 (5) インターネット犯罪に係る端緒情報の提供 (6) サイバーセキュリティ対策啓発活動への支援
2 暴力団排除活動の支援協力	(1) 暴力団犯罪根絶に向けた啓発及び警戒活動の実施 (2) 「暴力追放道民集会」等への参加 (3) 薬物・銃器犯罪根絶に向けた啓発活動の実施
3 交通事故防止活動の支援協力	(1) 交通事故防止に向けた啓発及び街頭活動の実施 (2) 「交通死亡事故抑止道民集会・パレード」等への参加 (3) 自転車利用者のヘルメット着用促進啓発活動及び高齢者・自転車利用者の事故防止に向けた関係機関、団体との協働活動の実施 (4) 交通事故防止に資する情報提供

第4 安全・安心地域づくり支援協力事業

1 「安全・安心どさんこ運動」の普及及び実践	(1) 「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」への協賛 (2) 「安全・安心どさんこ運動～実践の家・実践車」の指定による地域活動への参画 (3) 「子どもの安全を見守る運動～実践車」の指定・運行による実践的な地域活動の推進 (4) スクールガード・リーダー等による児童・生徒の実践的保護活動の推進
2 犯罪や事故のない地域づくりの普及及び実践	(1) 地域安全推進協議会等への参画 (2) 社会を明るくする運動への参加 (3) 地域ボランティア団体等の諸活動への参加 (4) 青色回転灯パトロール車の拡充・整備による実践的警戒活動の継続実施 (5) ほくとくん防犯メール登録促進及び防犯アプリ「ほくとポリス」の活用による情報の共有 (6) 道地域防災マスター認定者による地域活動への参画

第5 公益的諸団体支援協力事業

1 犯罪被害者支援団体への協賛	(1) 道犯罪被害者連絡協議会への参画 (2) 道家庭生活総合カウンセリングセンター(被害者相談室)等への賛助会員への参画及び活動支援 (3) 犯罪被害者等支援道民の集い・啓発活動等への参加 (4) 犯罪被害者支援募金の実施
2 防犯諸団体への協賛	(1) 道防犯協会連合会への参画及び支援協力費の助成 (2) 地区防犯協会への参画及び支援協力費の助成
3 暴力追放諸団体への協賛	(1) 道暴力追放センターへの参画及び支援協力費の助成 (2) 地域暴力追放運動推進協議会等への参画及び支援協力費の助成
4 交通安全諸団体への協賛	(1) 道交通安全推進委員会への参画及び支援協力費の助成 (2) 道交通安全協会及び方面(地区)交通安全協会への参画並びに支援協力費の助成 (3) 道交通遺児の会への参画及び支援協力費の助成並びに支援募金の実施 (4) 道路交通関係諸団体への啓発活動費の助成

第6 収入証紙売りさばき事業

1 適正な収入証紙の売りさばき	(1) 収入証紙販売手数料収入減収に関する情報収集及び減収要因の精査・分析 (2) 業務の円滑・適正化及び収入証紙保管管理の徹底 (3) 売りさばき委託業務の適正かつ円滑な実施 (4) 売りさばき業務に係る指導監督及び業務管理の徹底 (5) 支部長等によるランダムな督励による職員への効率的・効果的な指導教養及び業務管理の徹底 (6) 売りさばき所窓口の販売実態に即した体制構築及び警察署との連携による円滑な事業運営の推進
-----------------	--

2 収入証紙の利用促進及び販路拡大	(1) 会員及び家族による収入証紙の利用促進 (2) 地域及び職域における収入証紙の利用促進 (3) 収入証紙の出張・時間外販売等の利用者の立場に立った対応 (4) 関係機関・団体等を活用した積極的な広報 (5) 関係機関・団体との緊密な連携の確保
-------------------	--

第7 本会目的遂行事業

1 組織体制の整備充実	(1) 警友会運営に係る事務の合理化と電子メール・SNS等の積極利用による各種会議・行事予定等の情報発信及びオンラインの有効活用による新生活様式の確立 (2) 公益目的支出計画の適正かつ確実な実施 (3) 一般社団法人関連規則、規程等の適正な運用 (4) 支部体制の見直しと合理的な運用 (5) 全会員社員制の周知及び参加意識の向上
2 専門委員会等の効果的運用	(1) 福利厚生委員会、公益委員会、会報編集委員会等の効果的な運営 (2) 各委員会による本会運営への積極的な提言 (3) 支部総会等の円滑な開催 (4) 連合支部常任幹事会の原則書面開催と実開催要否に関する本会協議
3 社会的地位の向上	(1) 関係機関、団体等を活用した広報活動の実施 (2) 部外各種会合等を活用した本会活動情報の発信 (3) 各種啓発・警戒活動を通じた認知度の向上
4 会計経理の適正化	(1) 本会と支部の会計経理の一体的な運用 (2) 本会予算の圧縮及び経費節減による財政の健全化 (3) 支部予算の実績を精査した適正な予算配分と計画的かつ適正な執行 (4) 会費の納入、予算の執行等の適正な経理処理 (5) 公益活動傷害保険の適正な運用
5 適正な資金運用	(1) 資産構成の健全性確保 (2) 適正なリスク管理

令和 7 年度収支予算書
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

科 目	前年度予算額	当年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	3,500	20,000	16,500	
特定資産受取利息	3,500	20,000	16,500	預金金利変動による増
受取会費	15,093,000	14,664,000	△429,000	12月末会員数+100名
受取入会金	200,000	200,000	0	
事業収益	133,245,000	149,095,000	15,850,000	
福利厚生事業収益	1,245,000	3,095,000	1,850,000	名簿広告料・販売収入の増
証紙事業収益	132,000,000	146,000,000	14,000,000	
受取助成金	70,000	70,000	0	全警連より
受取寄付金	0	0	0	
雑 収 益	428,500	445,000	16,500	
受取利息	3,500	20,000	16,500	預金金利変動による増
雑 収 益	425,000	425,000	0	
経常収益計	149,040,000	164,494,000	15,454,000	
(2) 経常費用				
事業費	146,953,750	146,071,700	△ 882,050	
役員報酬	2,599,000	2,138,000	△461,000	専務理事報酬
給料手当	30,578,000	28,727,000	△1,851,000	嘱託職員数の減、定期昇給による増
賃 金	53,358,000	55,291,000	1,933,000	時給単価の改正による増
通勤手当	4,016,000	4,278,500	262,500	実費による見込額の増
退職給付費用	1,665,000	1,705,000	40,000	支給率変更による増
法定福利費	7,710,000	7,376,000	△334,000	社会保険料の減
福利厚生費	3,434,000	2,640,000	△794,000	長寿祝(喜寿)の減
会 議 費	80,000	80,000	0	
旅費交通費	6,434,250	5,946,200	△488,050	支部配賦額(証紙事業費)の減
通信運搬費	3,442,000	3,617,000	175,000	会員名簿発送費分の増
消耗什器備品費	50,000	50,000	0	
消耗品費	3,100,000	3,101,000	1,000	実績額による調整増
印刷製本費	1,512,000	3,136,000	1,624,000	会員名簿作成費分の増
賃 借 料	4,647,000	4,625,000	△22,000	リース料(印刷機)の減
保 険 料	120,000	120,000	0	
諸 謝 金	70,000	75,000	5,000	会員名簿写真提供謝礼分の増
委 託 費	9,475,000	9,319,000	△156,000	保守料(印刷機)の減
支払負担金	410,000	410,000	0	
支払助成金	2,930,000	2,650,000	△280,000	警察功労表彰の減
支払手数料	1,287,000	1,287,000	0	
租税公課	10,000,000	9,500,000	△500,000	消費税の減
減価償却費	36,500	0	△36,500	大判ﾌﾟﾘﾝﾀｰ(5年定率法)
管理費	14,817,500	13,792,200	△ 1,025,300	
役員報酬	1,961,000	1,612,000	△349,000	専務理事報酬
給料手当	5,230,000	4,609,000	△621,000	嘱託職員数の減、定期昇給による増
通勤手当	235,000	240,500	5,500	実費による見込額の増
退職給付費用	138,000	141,000	3,000	支給率変更による増
法定福利費	912,000	917,000	5,000	社会保険料の増
会 議 費	550,000	620,000	70,000	支部配賦額の増
旅費交通費	1,789,500	2,009,700	220,200	臨時理事会会計上による増
通信運搬費	1,150,000	1,000,000	△150,000	支部配賦額の減
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	762,000	640,000	△122,000	支部配賦額の減
印刷製本費	200,000	180,000	△20,000	支部配賦額の減
賃 借 料	616,000	575,000	△41,000	リース料(印刷機)の減
諸 謝 金	880,000	880,000	0	
委 託 費	112,000	88,000	△24,000	保守料(印刷機)の減
図書研修費	5,000	5,000	0	
支払負担金	220,000	220,000	0	
支払手数料	32,000	35,000	3,000	残高証明書発行手数料等の増
租税公課	10,000	10,000	0	
交 際 費	5,000	5,000	0	
雑 費	10,000	5,000	△5,000	お茶代等の減
経常費用計	161,771,250	159,863,900	△1,907,350	
当期経常増減額	△12,731,250	4,630,100	17,361,350	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
法 人 税 等	70,000	4,630,100	4,560,100	
当期一般正味財産増減額	△12,801,250	0	12,801,250	
一般正味財産期首残高	251,011,428	238,887,465	△12,123,963	
一般正味財産期末残高	238,210,178	238,887,465	677,287	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	238,210,178	238,887,465	677,287	
(支部予算額)	11,675,750	11,216,900	△458,850	

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,489,223	57,850,315	△11,361,092
未収金	12,580,476	13,626,756	△1,046,280
前払金	7,330	8,960	△1,630
貯蔵品	650,324	406,313	244,011
流動資産合計	59,727,353	71,892,344	△12,164,991
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	32,188,600	30,882,200	1,306,400
事業運営資金	190,054,723	190,051,755	2,968
特定資産合計	222,243,323	220,933,955	1,309,368
その他固定資産			
什器備品	36,429	72,858	△36,429
その他固定資産合計	36,429	72,858	△36,429
固定資産合計	222,279,752	221,006,813	1,272,939
資産合計	282,007,105	292,899,157	△10,892,052
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,297,663	9,794,567	△496,904
預り金	1,563,377	1,140,962	422,415
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	10,931,040	11,005,529	△74,489
2. 固定負債			
退職給付引当金	32,188,600	30,882,200	1,306,400
固定負債合計	32,188,600	30,882,200	1,306,400
負債合計	43,119,640	41,887,729	1,231,911
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	238,887,465 (190,054,723)	251,011,428 (190,051,755)	△12,123,963 (2,968)
正味財産合計	238,887,465	251,011,428	△12,123,963
負債及び正味財産合計	282,007,105	292,899,157	△10,892,052

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	3,500	1,764	1,736
特定資産受取利息	3,500	1,764	1,736
受取会費	10,056,000	10,228,000	△172,000
事業収益	139,280,970	149,670,673	△10,389,703
福利厚生事業収益	3,330,700	1,869,550	1,461,150
証紙事業収益	135,950,270	147,801,123	△11,850,853
受取助成金	70,000	70,000	0
受取寄付金	1,000,000	0	1,000,000
雑 収 益	502,364	464,301	38,063
受取利息	3,437	3,657	△220
雑 収 益	498,927	460,644	38,283
受 贈 益	0	0	0
経常収益計	150,912,834	160,434,738	△ 9,521,904
(2) 経常費用			
事 業 費	148,360,414	160,564,688	△12,204,274
給料手当	35,615,074	41,887,761	△6,272,687
賃 金	54,621,230	53,737,107	884,123
通勤手当	4,185,133	4,057,199	127,934
退職給付費用	1,306,400	1,949,250	△642,850
法定福利費	8,743,704	9,125,108	△381,404
福利厚生費	3,503,641	5,185,187	△1,681,546
会 議 費	48,963	126,513	△77,550
旅費交通費	5,416,371	5,991,850	△575,479
通信運搬費	4,198,898	7,057,220	△2,858,322
消耗什器備品費	9,570	82,369	△72,799
消耗品費	2,305,253	2,077,610	227,643
印刷製本費	3,210,804	1,828,793	1,382,011
賃 借 料	2,818,668	2,705,945	112,723
保 険 料	114,840	92,920	21,920
諸 謝 金	60,725	103,000	△42,275
委 託 費	8,972,675	9,580,921	△608,246
支払負担金	342,000	322,000	20,000
支払助成金	2,642,586	3,819,518	△1,176,932
支払手数料	1,153,450	1,217,445	△63,995
租税公課	9,043,100	9,568,400	△525,300
減価償却費	36,429	48,572	△12,143
雑 損 失	10,900	0	10,900
管 理 費	14,605,335	14,276,912	328,423

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
役員報酬	4,760,000	4,760,000	0
通勤手当	131,760	131,760	0
法定福利費	234,460	375,782	△141,322
会 議 費	614,770	627,707	△12,937
旅費交通費	2,509,648	1,880,382	629,266
通信運搬費	997,740	1,124,752	△127,012
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	1,057,323	946,855	110,468
印刷製本費	107,958	145,035	△37,077
賃 借 料	2,463,372	2,354,055	109,317
諸 謝 金	990,000	990,000	0
委 託 費	436,925	572,381	△135,456
図書研修費	39,000	46,800	△7,800
支払負担金	220,000	220,000	0
支払手数料	30,036	25,410	4,626
租税公課	11,280	11,080	200
交 際 費	0	0	0
雑 費	1,063	64,913	△63,850
雑 損 失	0	0	0
経常費用計	162,965,749	174,841,600	△11,875,851
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,052,915	△ 14,406,862	2,353,947
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 12,052,915	△ 14,406,862	2,353,947
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,052,915	△ 14,406,862	2,353,947
他会計振替額	0	0	0
法人税等	71,048	70,818	230
当期一般正味財産増減額	△ 12,123,963	△ 14,477,680	2,353,717
一般正味財産期首残高	251,011,428	265,489,108	△14,477,680
一般正味財産期末残高	238,887,465	251,011,428	△12,123,963
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	238,887,465	251,011,428	△12,123,963

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	57,850,315	54,603,559	3,246,756
未収金	13,626,756	15,431,719	△1,804,963
前払金	8,960	0	8,960
貯蔵品	406,313	748,039	△341,726
流動資産合計	71,892,344	70,783,317	1,109,027
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	30,882,200	31,300,700	△418,500
事業運営資金	190,051,755	205,660,068	△15,608,313
特定資産合計	220,933,955	236,960,768	△16,026,813
その他固定資産			
什器備品	72,858	121,430	△48,572
その他固定資産合計	72,858	121,430	△48,572
固定資産合計	221,006,813	237,082,198	△16,075,385
資産合計	292,899,157	307,865,515	△14,966,358
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,794,567	9,906,641	△112,074
預り金	1,140,962	1,098,766	42,196
未払法人税等	70,000	70,300	△300
流動負債合計	11,005,529	11,075,707	△70,178
2. 固定負債			
退職給付引当金	30,882,200	31,300,700	△418,500
固定負債合計	30,882,200	31,300,700	△418,500
負債合計	41,887,729	42,376,407	△488,678
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			

指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	251,011,428	265,489,108	△14,477,680
（うち特定資産への充当額）	(190,051,755)	(205,660,068)	(△15,608,313)
正味財産合計	251,011,428	265,489,108	△14,477,680
負債及び正味財産合計	292,899,157	307,865,515	△14,966,358

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	54,603,559	65,067,001	△10,463,442
未収金	15,431,719	15,504,307	△72,588
前払金	0	20,070	△20,070
貯蔵品	748,039	466,962	281,077
流動資産合計	70,783,317	81,058,340	△10,275,023
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	31,300,700	29,398,250	1,902,450
事業運営資金	205,660,068	209,648,238	△3,988,170
特定資産合計	236,960,768	239,046,488	△2,085,720
その他固定資産			
什器備品	121,430	202,382	△80,952
その他固定資産合計	121,430	202,382	△80,952
固定資産合計	237,082,198	239,248,870	△2,166,672
資産合計	307,865,515	320,307,210	△12,441,695
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,906,641	11,371,228	△1,464,587
預り金	1,098,766	1,057,447	41,319
未払法人税等	70,300	70,000	300
流動負債合計	11,075,707	12,498,675	△1,422,968
2. 固定負債			
退職給付引当金	31,300,700	29,398,250	1,902,450
固定負債合計	31,300,700	29,398,250	1,902,450
負債合計	42,376,407	41,896,925	479,482
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	265,489,108	278,410,285	△12,921,177
(うち特定資産への充当額)	(205,660,068)	(209,648,238)	(△3,988,170)
正味財産合計	265,489,108	278,410,285	△12,921,177
負債及び正味財産合計	307,865,515	320,307,210	△12,441,695

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	65,067,001	67,696,665	△2,629,664
未収金	15,504,307	14,927,082	577,225
前払金	20,070	34,680	△14,610
貯蔵品	466,962	638,654	△171,692
流動資産合計	81,058,340	83,297,081	△2,238,741
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	29,398,250	28,866,050	532,200
事業運営資金	209,648,238	200,699,314	8,948,924
特定資産合計	239,046,488	229,565,364	9,481,124
その他固定資産			
什器備品	202,382	0	202,382
その他固定資産合計	202,382	0	202,382
固定資産合計	239,248,870	229,565,364	9,683,506
資産合計	320,307,210	312,862,445	7,444,765
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,371,228	10,047,182	1,324,046
預り金	1,057,447	1,042,201	15,246
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	12,498,675	11,159,383	1,339,292
2. 固定負債			
退職給付引当金	29,398,250	28,866,050	532,200
固定負債合計	29,398,250	28,866,050	532,200
負債合計	41,896,925	40,025,433	1,871,492
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	278,410,285 (209,648,238)	272,837,012 (200,699,314)	5,573,273 (8,948,924)
正味財産合計	278,410,285	272,837,012	5,573,273
負債及び正味財産合計	320,307,210	312,862,445	7,444,765

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	67,696,665	65,577,192	2,119,473
未収金	14,927,082	14,363,761	563,321
前払金	34,680	185,340	△150,660
貯蔵品	638,654	141,340	497,314
流動資産合計	83,297,081	80,267,633	3,029,448
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	28,866,050	25,632,900	3,233,150
事業運営資金	200,699,314	199,616,515	1,082,799
特定資産合計	229,565,364	225,249,415	4,315,949
固定資産合計	229,565,364	225,249,415	4,315,949
資産合計	312,862,445	305,517,048	7,345,397
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,047,182	8,654,578	1,392,604
預り金	1,042,201	1,766,682	△724,481
未払法人税等	70,000	35,000	35,000
流動負債合計	11,159,383	10,456,260	703,123
2. 固定負債			
退職給付引当金	28,866,050	25,632,900	3,233,150
固定負債合計	28,866,050	25,632,900	3,233,150
負債合計	40,025,433	36,089,160	3,936,273
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	272,837,012	269,427,888	3,409,124
(うち特定資産への充当額)	(200,699,314)	(199,616,515)	(1,082,799)
正味財産合計	272,837,012	269,427,888	3,409,124
負債及び正味財産合計	312,862,445	305,517,048	7,345,397